

社会福祉法人 光明福祉会 役員報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人光明福祉会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規定でいう役員とは、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員をいう。

(報酬)

第3条 法人役員は原則として無報酬とする。

(各会の出席費用)

第4条 役員が理事会、評議員会、評議員選任解任委員会等に出席したときは、別表1により費用弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(業務に関する費用弁償費等)

第5条 理事・監事・評議員・評議員選任解任委員が、第4条の各会以外で、法人及び施設運営のためにその業務にあたった場合には、別表2により費用弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費等)

第6条 役員が、法人及び法人の運営する施設運営の業務のため出張する場合は、職員旅費規程（園長と同様）に準じて出張費を支給する。その他の業務遂行に必要な経費を支給することができる。旅費は実情を考慮し、増額することができる。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。ただし、職員であっても勤務時間外の出会等はその限りでない。

(改正)

第8条 本規定を改正する必要がある場合は、理事会・評議員会の議決を経なければならない。

(附則)

1 この規定は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	費用弁償費（旅費・日当）	備 考
理事会・評議員会	5,000円	
評議員選任解任委員会	5,000円	

別表 2

名 称	費用弁償費（旅費・日当）	備 考
役員の業務	5,000円	
（監査立会等）	5,000円	
その他の経費	実 費	